

香芝市告示第135号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という）第24条第1項の規定により、近畿地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この告示に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、近畿地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、奈良県知事に意見書を提出することができる。

令和5年12月4日

香芝市長 福岡 憲宏

- 1 起業者の名称 奈良県
- 2 事業の種類 一般国道168号改築工事(香芝王寺道路・奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目地内から同市上中地内まで)
- 3 起業地
 - イ 収用の部分 なら かしぼ あさひがおかいつちようめ かみなか
奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目及び上中地内
 - ロ 使用の部分 なら かしぼ あさひがおかいつちようめ かみなか
奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目及び上中地内
- 4 縦覧場所 香芝市役所 都市創造部 土木課
- 5 縦覧期間 令和5年12月4日から令和5年12月18日まで